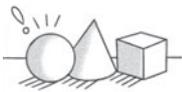


# 役立つ！ 会務活動



vol.17

## 不法行為の理解を深める

会員 宮城 海斗 (74期)

### 1 活動の概要

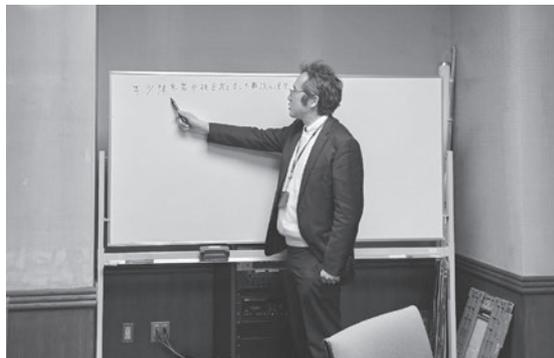
不法行為法研究部では、毎月1回、不法行為に関するテーマで各部員の研究報告が行われている。

報告の内容は不法行為に関連するものであれば、制限はなく、様々な観点から研究・報告が行われる。不法行為は、予見可能性、注意義務違反、因果関係、過失相殺など、多くの論点を含む分野であることから、その研究テーマは多岐にわたる。また、不法行為そのものでなくとも、不法行為理論と関係していれば研究の対象としてよく、例えば、最近報告されたものでは、会社法339条2項に基づく損害賠償請求の範囲というものがある。

### 2 当部に参加する意義

不法行為は弁護士であれば必ず取り扱う機会があるといっても過言ではないが、成立要件について抽象度が高く、理論的には奥が深い分野である。それゆえ、きちんと勉強をしていないと、適切な対応を取ることが困難な分野といえる。毎月の研究報告を通じて、不法行為について勉強する機会、きっかけを作ることができるという意味で、当部での活動は実務においても有益である。

毎月の研究報告では、当月の担当者の報告がされた



当部における研究報告の様子

後に、参加者間でディスカッションが行われる。単なる質問にとどまらず、時には報告者の見解に対する反対意見なども提示され、より深い議論が展開される。実務家になってからこのような機会を定期的に得ることができるというのも、当部に加入することの利点である。

また、当部では、当会所属の弁護士のみではなく、東京経済大学の花本広志教授にご参加いただき、各回の報告で意見をいただいている。各発表について研究者の理論的評価・意見を受けることができるという点も当部ならではのものではないかと思う。

なお、当部は随時、新たな部員を募集している。当会会員で入部を希望される方は、当会業務課へお問い合わせいただきたい。



こちらから読んでね

### 変わり映え

